

令和8年度第1回子ども・子育て会議議事録

令和8年8月20日（木）19時～21時
城陽市役所西庁舎4階401・402会議室

議事 (1) 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の進捗について
 (2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

(副会長) 「(1) 第3期城陽市子ども・子育て支援事業計画の進捗について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

(事務局) <説明>

(副会長) ご質問はありますでしょうか。

(委員) 病児保育事業について、保育士不足で「D 廃止」となることが現実味を帯びています。それを踏まえて、もっと真剣に考えていただきたい。

(事務局) 庁内の様々なところと協議し、対応について検討させていただきたいと思います。

(委員) 「周産期医療の体制確保」の項目が「実施」になっている根拠を教えてください。

(事務局) 情報収集をしたということで「実施」としてはいますが、産科誘致が進んだと言われると進んでいないというのが実際のところです。

(委員) それは「検討・計画中」ではないですか。

(事務局) この評価は何らかのアクションを起こしたということで「実施」になりますので、そういった意味で「実施」になります。

(委員) 評価として甘いのではないかと思います。

(副会長) 評価のところはなかなか難しいところですが、評価について見直していただきたいと思います。

(事務局) 評価の基準について検討します。

(委員) ファミリー・サポート・センター事業の会員数について、依頼会員数に対して援助会員数が少なく感じる。また、他の事業でキャッシュレス化が進む中でファミサポはすごくアナログに感じるため、会員が利用しやすくなるように考えていただきたい。

(事務局) どのような形で援助会員を増やしていけるのか、引き続き検討させていただきます。また、手続きのオンライン化につきましても、他市の状況などを踏まえて今後検討していきたいと思います。

(委員) 昨年度から学童保育の民間委託をし1年実施された評価、学童保育所における夏の暑さ対策について教えていただきたい。

(事務局) 学童保育民間委託の効果としましては、学童保育所のおやつについて、以前は保護者会が主体となりおやつ代の徴収・手配をしていましたが、委託業者が対応するようになり、保護者負担が軽減されております。また、夏休みなど長期休業中につきましては、お弁当の宅配が可能となり保護者負担が軽減されています。また、全国各地の学童保育所とオンラインのけん玉大会への参加や、絵本の読み聞かせの講師を派遣いただいております。

また、夏の暑さ対策については、エアコンの効いた涼しい室内にて保育を実施するよう各学童で指導いただいております、エアコン等の故障がないよう対応しています。

(副会長) 昨年度の民間委託に伴い、学童保育所内での情報を外部と共有することが難しくなったため、民生児童委員協議会と学童の連携がしにくくなった。連携していく方法を一緒に考えていただきたい。

(事務局) 民生児童委員協議会と連携していくことは重要なことだと考えております。今後については、別途協議させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(副会長) 実際に城陽市で外国籍の子どもはどのくらいの人数がいるのか。他市町村と比べるとどのような状況なのか教えていただきたいです。

(事務局) 外国籍の子ども的人数は把握していませんが、小学校入学もしくは転入してきた時点で

日本語が全く話せないという子どもは、今現在でも片手に足りないくらいしかいらっしゃいません。

近隣市町では、正確な数ではありませんが、ここ数年で2倍、3倍に増えた市町もあると聞いております。

（副会長）言語が子どもの育ちに支障のないように支援いただけたらと思います。

（委 員）「子育て支援医療費の拡充」という項目で、高校生まで拡充を進めたとのことですが、拡充するにあたり財源をどのように確保されたのかお伺いしたいです。

（事務局）特定の事業を削減して財源を捻出したということではなく、予算全体の中で財源を捻出し、必要な施策に充てたということです。

（副会長）ほかにいかがでしょうか。それでは次に移りたいと思います。2番目の議題ですが、「こども誰でも通園制度」について事務局から説明をお願いします。

（事務局）＜資料2について説明＞

（副会長）これについて何かありましたら挙手をお願いしたいと思います。

（委 員）利用定員について、登録できる人数が3人までというわけではなく、登録者が多数いる中で、定員3人がそれぞれ10時間以内で利用できるという理解でよろしいでしょうか。

（事務局）そのとおりです。登録者は多数いますが、実際に利用できる人数については、定員の範囲内で受け入れるものです。

（委 員）1日の定員という理解でよろしいでしょうか。

（事務局）はい、そうです。

（副会長）何人か登録している人の中から、実際に利用する人の調整が必要になると思いますが、その調整は各園にて行うのでしょうか。

（事務局）利用者がシステム上で利用予約を申請し、各園にて調整・決定後、利用という流れになります。

(副会長) 基本的にすでに予約が入っていたら利用できないということですね。

(事務局) はい。希望する日の希望時間がすでに定員に達している場合は、システム上、それ以上の予約はできません。

(委 員) 利用の流れですが、国の構築したシステムで利用予約の前に面談が必要とのことですが、面談は幼稚園または市のどちらが実施しますか。

(事務局) 幼稚園が行います。

(委 員) 利用予約のシステム自体は幼稚園が管理していて、市は間に入らないですか。

(事務局) 認定については市が実施し、それ以外の部分については各幼稚園において行っていただきます。

(委 員) 今回2事業者ありますが、どちらかの事業者で利用登録しどちらの園も利用するというのは可能でしょうか。

(事務局) 10 時間の範囲内でしたらどちらの園もご利用いただけます。

(委 員) 面談についてはそれぞれで必要ということですね。

(委 員) 現時点で何人の利用者が認定されているのか、また、認定基準はあるのでしょうか。さらに、制度開始後は、市として実情を把握しておく必要があると思いますが、見学に行く予定はあるのでしょうか。

(事務局) 市や園に対して問い合わせはありますが、実際に何人が登録予定かについては、現時点では把握しておりません。利用者の認定基準については、城陽市在住で、0 歳 6 か月から満 3 歳未満までの、保育所等に通っていない子どもとなります。事業の内容の把握については、開始後に園と協議し、調整していきたいと考えております。また、指導監査については、市が行います。

(副会長) 「利用定員を定めようとするときは、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴く」とのことですが、他の事業者が「こども誰でも通園制度」を始めたいとなった場合、その都度会議を開催し召集するのでしょうか。

(事務局) 今後、事業者から「こども誰でも通園制度」の認可申請があった場合については、対面で会議を開催する場合は日程調整等に時間を要することから、書面開催とさせていただきますと考えております。

(副会長) 承知しました。書面開催の場合、「利用定員について何名が適切であるか」を個人で判断することは、資料がないと難しい。

(事務局) 「こども誰でも通園制度」の利用定員を定めるための「審査」をしていただくわけではなく、「意見」を聴くことになっています。また、おっしゃるとおり、書面開催にあたっては、資料についても検討したいと思います。

(委 員) 個人的にはニーズがわかりづらいというのが実態かと思います。この制度がどのような家庭環境や子育て状況の人にマッチするのか想像しきれていない部分もある。利用者との面談等で「どれくらいの頻度で」「どのような場面で利用するのか」などの話があると思いますので、市としてもその点をリサーチいただき、ニーズがどの程度あるのかを判断する材料としていただければと思います。そのような情報があれば、他の幼稚園や保育園も「こども誰でも通園制度」に踏み切るきっかけとなると思います。

(事務局) いただいたご意見を参考に、今後の事業運営に活かしていきたいと思います。

(委 員) 利用定員について、1歳児2名というのは、かなり大変なように感じます。保育園でいう「慣らし保育」のような対応はあるのでしょうか。

(事務局) 幼稚園において、利用者との面談等を行う中で、利用方法や対応について決めていく形になるかと思います。

(委 員) 子どもに負担がないように進めていただけたらと思います。

(事務局) おっしゃるとおり4月の各保育園の様子からも、保護者と離れがたい子がいることは承知しております。子どもによっても異なると思いますので、幼稚園において様々な対応をしていただく中で、より良い制度にしていければと考えております。

(委 員) お母さんも一緒に園で過ごすことも可能ですか。

(事務局) 曜日にもよりますが、親子通園の日を設けているため、親子で一緒に通園するこ

とも可能と園から聞いております。

(委員) 子どもの状況に応じて、1人でも大丈夫そうであれば親子分離とし、難しい場合は無理に離れず、親子で過ごすというように、その都度、園とのやり取りの中で、どちらかを選択することはできますか。

(事務局) 「こども誰でも通園制度」は、子どもを預けないといけない事由がある通常の保育事業と違って、「こどもと親の育ちを応援する」制度と考えておりますので、そのような事業実施ができたかと考えています。

(委員) 利用する側と預かる園側で制度の認識の相違があると良くないと思います。どのように広報・周知されますか。

(事務局) まずはホームページで広報を考えています。また、保護者と園の制度のギャップについては、面談のなかで一定埋められるのではないかと考えています。

(委員) 広報じょうようや子育てアプリ、チラシ配布など、積極的に周知いただきたい。

(事務局) いただいた意見を含めてより良い周知方法を検討したいと考えております。

(副会長) 「多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援」というのは、どのような支援なのか非常にイメージしづらいが、どのように理解していますか。

(事務局) 保育園や幼稚園への入園には一定の条件があり、ハードルが高い一方で、「就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる」という点が、国としての考え方ではないかと理解しています。

(副会長) 城陽市の富野幼稚園には0歳児の「ひよこの部屋」があると思うが、「ひよこの部屋」は「こども誰でも通園制度」にならないのか。

(事務局) 「ひよこの部屋」については、利用者から利用料徴収して事業を実施するというわけではなく、城陽市の子どもの育ちを応援する施設として開放しており、必ず親子で来園いただく必要があります。そのため、「こども誰でも通園制度」とは異なります。富野幼稚園において本制度を実施するとなると、対象年齢が満3歳未満ということで、3歳児クラスとして幼稚園に入園できるまでの期間、満3歳以降の子どもを受け入れることができない難しさがあります。今後いろいろと検討し

ていきたいと思っています。

（委員）幼稚園から「こども誰でも通園制度」の認定申請がされて、認可は終わった状況ですか。

（事務局）利用定員に関し、本会議において意見を聴いてから認可となります。

（委員）園が設定した利用定員に対し、保育士が確保されているのでしょうか。

（事務局）各園から提出された書類の確認、また現地確認を行い、認可基準を満たしていることを確認しています。基準に沿った保育士の数を確認していますが、風邪等により保育士が休暇となった場合や園の行事等で最大の利用定員を受け入れられない場合には、園が利用予約システムで利用定員を制御できる仕組みとなっています。

（委員）運用開始後、市に対して利用実績等を報告するための報告書のフォーマットは、既に作成されていますか。

（事務局）集計については、システム上で行われ、システムを通じて国へ報告する流れとなっています。

（委員）利用料について、1人当たり1時間300円を標準とし、どの園もその金額でスタートするということでしょうか。また、消耗品等については別途徴収となるのでしょうか。さらに、その他必要となる費用については、園が負担し、市からの支援はないということでしょうか。

（事務局）利用料300円というのはあくまで基準であるため、園によって異なる旨、聞き及んでいます。また、利用料のみにより本制度を運営することはできません。運営費用については、国・府・市で負担します。1人当たりの利用負担額について利用時間に伴い、園から市に対し毎月請求いただいて、市から園に支払う仕組みになっています。

（委員）例えばお昼ご飯やおやつの時間帯に利用する場合、300円の利用料から賄うのは無理だと思いますが、実費としてかかった費用は市から支払われるのでしょうか。

（事務局）園によって異なりますが、給食を提供する園については、保護者が給食や補食を希望する場合、園が保護者から給食等に係る費用を別途徴収することとなります。

(副会長) 国・府・市の負担割合について、それぞれ3分の1ずつでしょうか。

(事務局) 府と市がそれぞれ8分の1ずつを負担し、残りの4分の3を国が負担します。

(副会長) 本日の議題は以上となります。

以上